

福岡県公報

平成21年 2 月 25 日
第 2 9 3 5 号

目 次

告 示 (第298号 - 第324号)

生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課) 1
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課) 2
生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課) 2
市の字の区域の変更	(市町村支援課) 3
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課) 6
生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課) 6
生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課) 7
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課) 7
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課) 7
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課) 8
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課) 8
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課) 8
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 9
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 9
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 9
道路の供用の開始	(道路維持課) 9
道路の区域の変更	(道路維持課)10
道路の供用の開始	(道路維持課)10
公共測量の実施	(県土整備総務課)10

公共測量の実施	(県土整備総務課)11
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)11
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)12
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)12
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)12
土地区画整理組合の定款の変更の認可	(都市計画課)12
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)12
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)13

公 告

福岡県高圧ガス保安情報ホームページシステム構築業務に係る提案 の募集	(工業保安課)13
公安委員会		
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の 開催	(警察本部生活環境課)14
内水面漁場管理委員会		
水産動物の採捕禁止区域及び期間	(水産振興課)14
水産動植物の採捕禁止区域及び期間	(水産振興課) 15

告 示

福岡県告示第298号
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2 第1項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。)) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

平成21年 2 月 25 日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
------	-----	-------	-------	--------

飯介歯143	医療法人宝歯会穂波ひまわり歯科医院	飯塚市枝国長浦666 - 48 イオン穂波店 1階	19・12・1	居管・予居管
柳介葉26	ほのぼの薬局昭代店	柳川市七ツ家76 - 22	20・10・1	居管・予居管
嘉麻居82	ヘルパーステーションほうれん草	嘉麻市鴨生218 - 6	21・2・1	訪介・予訪介
嘉麻居83	ヘルパーステーションマーガレット	嘉麻市岩崎996 - 15	21・2・1	訪介・予訪介
筑居37	福祉のいえ竹とんぼ	筑後市大字前津1924 - 3	20・7・1	通介・予通介
行居71	デイサービス和	行橋市南泉1丁目258 - 3	21・1・1	通介・予通介
宰居40	訪問介護ステーションウイング	太宰府市五条2丁目168	20・11・1	訪介・予訪介
粕支22	ケアプランサービス・わたなべ	糟屋郡篠栗町大字田中430 - 16	21・2・1	居支
粕居76	デイサービスセンターあいあい桜丘	糟屋郡志免町桜丘3丁目19 - 14	21・2・1	通介・予通介
嘉麻居81	グループホーム嘉穂	嘉麻市鴨生476 - 6	21・1・1	認共・予認共
大居183	小規模多機能型ホームよしの	大牟田市大字吉野2138	20・11・1	小居・予小居
古介52	やまびこ診療所	古賀市花見南2丁目11 - 1	21・1・1	訪り・居管・予訪り・予居管
宰居26	デイサービスアクラスサロン	太宰府市五条2丁目18 - 45	20・11・1	通介・予通介

福岡県告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものと

された場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
京介療1	小波瀬病院	特定・特別医療法人陽明会小波瀬病院	京都府苅田町大字新津字池ノ下1598	21・2・1
京介108	御所病院	特定・特別医療法人陽明会御所病院	京都府みやこ町勝山松田1133	21・2・1
京介歯83	御所病院	特定・特別医療法人陽明会御所病院	京都府みやこ町勝山松田1133	21・2・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯居45	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターとも	飯塚市目尾776 - 5	飯塚市潤野967 - 13	21・2・9
飯支74	社会福祉法人グリーンコープ ケアプランセンターとも（飯塚）	飯塚市目尾776 - 5	飯塚市潤野967 - 13	21・2・9
田川居184	福智町ヘルパーステーション	田川郡福智町赤池970 - 1・2 コスモス保健福祉センター内	田川郡福智町金田1154 - 2 金田社会福祉センター内	21・2・1

福岡県告示第300号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
糸島居5	デイサービスゆたんぼ	糸島郡志摩町大字師吉140-10	21・1・16

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大居60	ヘルパーステーションさくら	大牟田市大橋1365	20・12・31
福津居29	かいごや	福津市花見が丘1丁目8-37	21・1・31

福岡県告示第301号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、筑後市長から筑後市の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、県営筑後北部地区土地改良（区画整理）事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字蔵数字楽満に編入する。

大字	字	地	番
蔵 数	島 ノ 本	385の一部	

	三 郎 丸	422の1の一部、422の2の一部、424の1の一部、424の2の一部、425、428、431、433、434の一部、435の一部
西 牟 田	三 郎 丸	6010の一部、6014、6017の一部、6043の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部		

2 次の区域を大字蔵数字島ノ本に編入する。

大字	字	地	番
蔵 数	保 古 手	225の一部	
	長 原 田	340の2、342、349の1の一部、351の一部、352の一部	
	三 郎 丸	419の一部、420の一部、422の1の一部、434の一部、435の一部	
	楽 満	436の一部、438の一部、462の一部、463の1の一部、468の2の一部	
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字長畝町224に隣接する水路である公有地の全部、字島ノ本383に隣接する字楽満の水路である公有地の一部			

3 次の区域を大字蔵数字三郎丸に編入する。

大字	字	地	番
西 牟 田	三 郎 丸	5992の一部、6003の一部、6005の1の一部、6007の一部、6010の一部、6043の1の一部	
蔵 数	長 畝 町	216の一部	
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに大字蔵数字長畝町216に隣接する水路である公有地の一部、字三郎丸420、422の1に隣接する字島ノ本の水路である公有地の一部			

4 次の区域を大字蔵数字長畝町に編入する。

大字	字	地	番
蔵 数	島 ノ 本	398の一部、402の2の一部、403	
	三 郎 丸	408の一部、411の一部、419の一部	
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部			

5 次の区域を大字蔵数字保古手に編入する。

大字	字	地番
蔵数	長原田	352の一部
	島ノ本	368の1、369の一部、370の1、371の1の一部、377の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字古保手225、226に隣接する字長畝町の水路である公有地の全部、字島ノ本368の1の地先の道路である公有地の一部		

6 次の区域を大字蔵数字立野に編入する。

大字蔵数字立野662に隣接する大字熊野字杵町の水路である公有地の一部

7 次の区域を大字蔵数字六反田に編入する。

大字	字	地番
蔵数	境	138の一部、139の一部
	西牟田	七ツ枝
	原田	5763の1の一部 5837の1の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに字境140の地先の道路である公有地の全部、字六反田156の2に隣接する水路である公有地の一部		

8 次の区域を大字蔵数字境に編入する。

大字	字	地番
蔵数	六反田	148の1、149の一部
	西牟田	原口
	七ツ枝	4270の6の一部 5763の1の一部
これらの区域に隣接介在する水路である公有地の一部		

9 次の区域を大字蔵数字島崎田に編入する。

大字	字	地番
西牟田	鷲寺東	4189の1の一部、4190の1の一部、4191の1の一部、4192の1の一部、4193の1の一部、4194の1の一部、4200の13の一部
	原口	4270の1の一部

これらの区域に介在する道路である公有地の全部

10 次の区域を大字蔵数字前田に編入する。

大字	字	地番
蔵数	前畑	56の2の一部
	島崎田	84の1の一部、84の2
熊野	八香田	591の一部、601の一部、602の1の一部、602の2の一部、603の2の一部、604の2の一部、604の3の一部、605の1の一部、606から610までの各一部、611の1の一部、611の2の一部、612の一部
西牟田	城崎	3793の2の一部
	鷲寺東	4167の2の一部、4168の1の一部、4200の13の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部		

11 次の区域を大字西牟田字鷲寺東に編入する。

大字	字	地番
蔵数	前田	72の1の一部、74の1の一部、75の1の一部、76の1の一部、77の1の一部、78の1の一部、79、81、82
	熊野	八香田
		608から610までの各一部、611の1の一部、611の2の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部		

12 次の区域を大字西牟田字三郎丸に編入する。

大字	字	地番
蔵数	三郎丸	414の一部

13 次の区域を大字熊野字杵町に編入する。

大字	字	地番
熊野	水町	416、417、418の一部、419の1の一部、446の一部、448の一部、449の1の一部、449の2

蔵 数	立 野	661の一部、662の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字松ノ下1198の5、1198の6、1200の1、1200の2に隣接する水路である公有地の全部、字松ノ下1198の1、1198の2、1198の5の地先の道路、水路である公有地の一部		

14 次の区域を大字熊野字水町に編入する。

大 字	字	地 番
熊 野	正 恵	491から495までの各一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字水町449の1に隣接する道路である公有地の一部、字水町437、439に隣接する水路である公有地の一部		

15 次の区域を大字熊野字正恵に編入する。

大字熊野字正恵498の1、499、500に隣接する字松ノ下の水路である公有地の一部並びに字松ノ下1176、1177の地先の水路である公有地の一部		
--------------------------------------------------------------------------	--	--

16 次の区域を大字熊野字松ノ下に編入する。

大 字	字	地 番
熊 野	水 町	424の2の一部、428の1の一部、429の2の一部、434の一部、435の1の一部
	正 恵	494から496までの各一部、497の1の一部、498の1の一部、500の一部、501の一部、504の1の一部、506の1の一部
	宮 ノ 後	661の2の一部、662の1の一部、662の2の一部、663、664、665の1、666の1の一部、667の1、668の1、668の2の一部、669の1の一部、670の2の一部、670の3の一部
	高 銭 野	1141の9
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字水町419の1、420、423に隣接する道路である公有地の全部、字高銭野1096、1098の1、1098の2、1141の4、1146、1147、1156、1159、1162、1163の2、1163の7に隣接する水路である公有地の全部、字水町424の2に隣接する道路である公有地の一部		

17 次の区域を大字熊野字五反田に編入する。

大 字	字	地 番
熊 野	正 恵	467の1、468の1、469の1、470、472の1、507の1の一部、509

	沖	547の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字沖547の1の地先の水路である公有地の一部、字宮ノ後651、652の地先の水路である公有地の一部		

18 次の区域を大字熊野字宮ノ後に編入する。

大 字	字	地 番
熊 野	正 恵	506の1の一部、507の1の一部
	五 反 田	510から512までの各一部、514の一部、515の1の一部、516から518までの各一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字屋敷1014の1、字金屋口1080の1、1081の2から1081の4までに隣接する水路である公有地の全部、字正恵506の1、507の1、字五反田510、512、513、字金屋口1080の1の地先の道路である公有地の一部		

19 次の区域を大字熊野字沖に編入する。

大 字	字	地 番
熊 野	五 反 田	518の一部、521の一部、523の1の一部
	八 香 田	586の一部、587、589、591の一部、592から596まで、597の1、597の2、598の1の一部、598の2の一部、598の3、604の3の一部、605の1の一部、605の2の一部、606から610までの各一部、611の1の一部、612の一部
蔵 数	前 田	72の1の一部
	坂 口	839の1、839の2
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部		

20 次の区域を大字熊野字壱町六反に編入する。

大 字	字	地 番
熊 野	五 反 田	518の一部
	沖	575の2の一部、577の一部、578の1の一部、578の2、581の2の一部、582の3の一部、585の1の一部
	八 香 田	586の一部
	宮 ノ 後	640の一部、698の1の一部、699の1の一部

	宮ノ脇	707の1の一部、707の2、711、713
蔵数	前畑	50の1、50の2、56の2の一部
	前田	57の1の一部、70の一部、71、72の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字宮ノ後699の1に隣接する道路である公有地の全部、字壱町六反631の1に隣接する字宮ノ後の道路、水路である公有地の一部、字宮ノ後699の1、703、字宮ノ脇729の地先の道路、水路である公有地の一部		

21 次の区域を大字久富字北田に編入する。

大字	字	地番
久富	北畑	1590

福岡県告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
福津生40	たなか泌尿器科	福津市花見が浜1丁目4番3号	21・2・1
福津生39	医療法人しば田クリニック	福津市中央3丁目9番1号 ODAビル2階	21・1・1
小生97	あかし心療クリニック	小郡市大板井1392-3	21・1・1
飯生307	いくたクリニック	飯塚市楽市659番地3	21・2・1
飯生306	石川クリニック	飯塚市柏の森92-103	21・1・6
筑紫生歯59	レヴィ歯科クリニック	筑紫野市美しが丘南1丁目12-1 筑紫野ベレッサB1	21・1・1

小生歯46	川野歯科クリニック	小郡市祇園1丁目5番地13号	21・1・1
久地生歯6	藤丸歯科医院	三潁郡大木町大字八町牟田267番地の1	21・1・1
飯生歯144	JIN DENTAL CLINIC	飯塚市弁分162-1	20・12・1
宰生薬40	さくら薬局	太宰府市五条2丁目9-35	21・1・1
糸島生薬2	ひきつ調剤薬局	糸島郡志摩町大字御床字松原21番-93	21・1・1
小生薬44	オリーブ薬局	小郡市大板井字大手町1392-3	21・1・1
飯生薬146	セイコー薬局 柏の森店	飯塚市柏の森92-108	21・1・1
嘉麻生薬22	ひかり調剤薬局株式会社	嘉麻市鴨生94番地29	21・1・1

福岡県告示第303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
筑生歯21	浅山歯科医院	筑後市大字上北島字恵美手954-4	20・12・31

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
福津生35	しば田クリニック	福津市中央3丁目9-1	20・12・31
飯生108	宮嶋産婦人科医院	飯塚市横田875	20・12・31

小生歯2	川野歯科医院	小郡市祇園1丁目5-13	20・12・31
大生歯80	平野歯科医院	大牟田市新栄町9-5	20・12・31
田地生歯95	金田かんざき歯科医院	田川郡福智町金田934-8	21・1・10
宰生薬22	さくら薬局	太宰府市五条2丁目9-35	20・12・31
糸生薬45	ひきつ調剤薬局	糸島郡志摩町大字御床字松原2165-93	20・12・31
田川生薬12	有限会社岩崎薬局	田川郡香春町大字香春304	20・11・10

福岡県告示第304号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
春生139	西江こころのクリニック	春日市上白水1丁目47	春日市春日原北町4丁目11 メディカルシティ春日原3F	20・12・28

福岡県告示第305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示す

る。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ4	門岡佐津子（有限会社親幸柿園はっぴいマッサージ）	大牟田市柿園町1丁目1-3 柿園ビル2F	20・12・1
直生マ13	井手信二（花治療院）	直方市大字下境3175番地	21・1・15
柳生マ4	門岡秀人（保険訪問マッサージ協会柳川支部）	柳川市大和町栄490番地3	20・10・1
飯生柔35	阿比留祐樹（みのり鍼灸整骨院）	飯塚市東徳前6-18	21・1・5
筑紫生柔39	吉岡勇人（二日市整骨院）	筑紫野市二日市中央6丁目4-3 1F	20・12・1
み生柔15	末吉希望（希望整骨院）	みやま市瀬高町下庄904	20・12・19

福岡県告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
粕生柔27	植田大（かよいちょう整骨院）	糟屋郡粕屋町駕与丁3丁目2-1	20・12・31

福岡県告示第307号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

大野城市大字牛頸2472の21、2472の23、2472の25、2472の58

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第308号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

糸島郡二丈町大字吉井字豆田325の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第309号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

大野城市大字牛頸2189の1から2189の9まで、2200

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

大野城市大字牛頸2189の1から2189の9まで、2200

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第310号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ザ・モール春日

(2) 所在地 福岡県春日市春日5丁目17番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第311号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大崎字柿添874-2、874-9及び875-1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉南区中吉田六丁目25番7号

香月 智次

福岡県告示第312号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市花見ガ丘1丁目251番1及び250番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東1丁目13番6号1F

株式会社 ジェイウエイブ

代表取締役 山下 裕司

福岡県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年2月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	町川原線 福岡	古賀市青柳882番1先から 古賀市青柳1696番2先まで

福岡県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	一般道	442号	前	八女郡矢部村大字北矢部 8571番1先から 八女郡矢部村大字北矢部 9243番3先まで	4.2 ~ 92.5	4,025.2
			前	八女郡矢部村大字北矢部 8583番先から 八女郡矢部村大字北矢部 9243番3先まで	12.5 ~ 96.0	2,480.0
			後	八女郡矢部村大字北矢部 8058番5先から 八女郡矢部村大字北矢部 9243番3先まで	4.2 ~ 92.5	1,354.0
			後	八女郡矢部村大字北矢部 8583番先から 八女郡矢部村大字北矢部 9243番3先まで	12.5 ~ 96.0	2,480.0

八女	県道	浮羽線 石川内	前	八女郡星野村13857番先から 八女郡星野村14929番1先まで	8.6 ~ 14.0	600.0
			後	同上	8.6 ~ 14.0	608.5
八女	県道	久留米線 立花	前	八女市本1317番1先から 八女市平田19番1先まで	12.6 ~ 41.0	1,175.0
			後	八女市本1317番1先から 八女市平田19番1先まで	12.6 ~ 43.0	1,175.0

福岡県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年2月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	浮羽線 石川内	八女郡星野村14945番2先から 八女郡星野村14929番1先まで
八女	久留米線 立花	八女市本1306番1先から 八女市本1237番1先まで
八女	白木線 上辺春	八女郡立花町大字上辺春2215番1先から 八女郡立花町大字上辺春2283番先まで

福岡県告示第316号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市西区橋本1・2丁目地内	平成21年2月9日から 平成21年3月15日まで

福岡県告示第317号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市早良区曲淵地内	平成21年2月9日から 平成21年3月15日まで

福岡県告示第318号

福岡市長峰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
樋口重剛	福岡市早良区早良四丁目4番2号
樋口榮太	" " " 11番35号
樋口清知	" " 早良三丁目5番11号
樋口清明	" " " 10番30号
樋口重美	" " " 7番45号
板倉清人	福岡市早良区早良四丁目4番43号
樋口義照	" " " 3番12号

2 退任監事

氏名	住所
石橋鶴雄	福岡市西区大字吉武339番地3
典略和久	" " 大字金武1057番地

3 就任理事

氏名	住所
樋口重剛	福岡市早良区早良四丁目4番2号
樋口榮太	" " " 11番35号
樋口清知	" " 早良三丁目5番11号
樋口清明	" " " 10番30号
樋口重美	" " " 7番45号
板倉清人	福岡市早良区早良四丁目4番43号
樋口義照	" " " 3番12号

2 就任監事

氏名	住所
石橋鶴雄	福岡市西区大字吉武339番地3
典略和久	" " 大字金武1057番地

福岡県告示第319号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島郡志摩町大字芥屋字芥屋1166番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島郡志摩町大字芥屋1166番4
柏原 雅明

福岡県告示第320号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
八女郡広川町大字広川字猪ヶ追470 - 3、470 - 4、470 - 7、470 - 9、470 - 11から470 - 35まで、471 - 6、471 - 7、471 - 8及び字鶴田414 - 4並びにこれらの区域内の道路である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市荒木町荒木1980番地の3
副島産業株式会社
代表取締役 副島 昭夫

福岡県告示第321号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡みやこ町勝山箕田字沼592 - 1、592 - 2、592 - 4、592 - 6、592 - 10、592 - 12及び592 - 14から592 - 18まで（1工区）
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
京都郡みやこ町勝山上田960番地
みやこ町
町長 白石 春夫

福岡県告示第322号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 組合の名称
宗像市くりえいと北土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
宗像市くりえいと2丁目3番1号
- 3 設立認可の年月日
平成21年1月7日
- 4 変更の内容
事務所の所在地を次のように変更する。
宗像市須恵59番地4
- 5 変更認可の年月日
平成21年2月16日

福岡県告示第323号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けた

ので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

八女郡黒木町大字大淵字拾ヶ平7429の2・字赤土坂7445の1・7446の1・7450の1・7456の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第324号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

三井郡大刀洗町大字山隈字上下355 - 1 から355 - 6 まで、355 - 8、356 - 1、356 - 2、357 - 1、357 - 2、356 - 5、356 - 6、357 - 5、357 - 6 及び349 - 6 の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

鹿児島県鹿児島市鷹師二丁目4番8号

株式会社小原鉄筋工業

代表取締役 小原 良弘

公 告

公告

次のとおり福岡県高圧ガス保安情報ホームページシステム構築業務に係る提案を募集

します。

平成21年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 提案の内容

福岡県高圧ガス保安情報ホームページシステム構築業務に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）

2 提案資格

提案参加に当たっては、次の要件全てを満たしていることを条件とする。

- (1) 福岡県内に本店又は営業所等を有する事業者であること
- (2) 国、地方公共団体又は民間企業において、開発言語Rubyによるホームページ構築の実績をもつ者であること。
- (3) 映像配信に対応するホームページを作成できる技術を持つ者であること。
- (4) 当事業は「福岡県緊急雇用創出事業臨時基金事業」に基づき実施されるものであるため、本業務を受託に際しては、新規に2名以上の失業者を雇用し当該業務に従事させることができるなど、「福岡県緊急雇用創出事業臨時基金事業」の要件を満たすことができる事業者であること。

3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の名称及び場所

福岡県商工部工業保安課高圧ガス電気係

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3439

- (2) 提案説明書の交付

ア 期間

この公告の日から平成21年3月13日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 説明会

ア 日時

平成21年3月2日(月) 午前10時30分から午前12時まで

イ 場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁商工部会議室(7F北側)

ウ その他

出席者は1社につき3名までとする。

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成21年3月18日(水) 午後5時(締切厳守のこと)

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第47号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年2月25日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成21年3月26日(木) 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時間	科目
10:00~15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30~16:30	講習結果に対する考査
16:30~17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申込みすること。
- 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具(ボールペン)、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

平成21年2月25日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口敏治

1 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市小森野堰下端から下流100メートルまでの区域

2 禁止期間

平成21年3月1日から平成21年5月19日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第4条に基づくしろうおやなによる採捕、同規則第43条に基づく試験研究等の採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

平成21年2月25日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域

イ線 福岡市西区愛宕、室見橋橋幅の中央線

ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

平成21年3月1日から平成21年5月31日まで

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています